

## スクールソーシャルワーカー便り(虐待を考える)

2020・7

紫陽花の美しい季節です。今年の夏は移動の自粛やソーシャルディスタンス・マスク着用など、今までになかった夏の訪れを感じます。

長い休みを経て、学校が始まり一安心を感じます。しかし長い家庭での自粛という今までになかった生活様式などのストレスや、経済的に様々な生き辛さを抱えている方々もいます。

我が国は「児童福祉法」(1947年)に18歳未満の子どもを対象に育成と福祉を保障する法律が出来ました。しかし、体罰に関する規定は含まれていませんでした。

子どもたちを虐待から守る取り組みが世界各国で行われています。スエーデンは先進的に取り組み、親の体罰を法律で禁止しました。1960年95%だった虐待が2018年には2%に減少しました。「叩かない子育て」を目指すスエーデンの取り組みは、児童虐待に対する新しい動きを生み出しました。我が国も、社会全体を変えていくことを考えていかなければならぬのではないかとの動きが出てきました。

我が国の児童虐待相談対応件数は2018年では、159,850件にのぼります。

虐待には、「身体的虐待」25,2%「性的虐待」1,19%「ネグレクト」18,4%「心理的虐待」55,3%があります。

「ネグレクト」は心身の発達を損なうほどの不適切な養育や子どもの安全への配慮をしない行為です。

「心理的虐待」は外から見えにくいのですが、子どもに著しい心的外傷を与える言動をとることです。

1989年国連で採択された「子どもの権利条約」には、【生きる権利】【育つ権利】【保護される権利】【意見表明の権利】があります。中でも【意見表明の権利】には、年齢及び成長に伴い、自由な意見表明をする権利が明記されています。

我が国は、2019年「改正児童虐待防止法」が成立、2020年4月1日施行されました。

【親権者による体罰の禁止】児童の親権を行う者は、その躰に際して、体罰を加えること、その他民法820条の規定(子どもの利益のために)による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により、当該児童を懲戒してはならないことなど、世界で59番目に体罰をしてはならないということを、法律で規定しました。

相談による支援体制として、児童相談所があります。親子だけでなく学校や地域など周りの人が連絡できます。法律では、虐待は通告の義務があり、189(いちはやく)の電話番号をかけることにより、児童相談所に繋ぐことが出来ます。通知から48時間以内に通告内容をもとに、情報収集し、児童相談所が虐待かどうかを判断します。相談した人のプライバシーや内容の秘密は守られます。通告は子どもだけでなく親子を助けるものです。

子どもを虐待から守るために、子どもだけでなく親のSOSに気づき、適切に対応するという周りでサポートできる社会に変えていく必要があります。早期対応が子どもや親、社会を守ります。

ssw小宮山和実